

判断表

厚生労働大臣が定める基準に適合する利用者等（平成 27 年厚生労働省告示第 94 号第 31 号のイ）

対象外種目	厚生労働大臣が定める者のイ	厚生労働大臣が定める者のイに該当する基本調査の結果
ア 車いす及び 車いす付属品	次のいずれかに該当する者	
	① 日常的に歩行が困難な者	基本調査 1-7 歩行 「3. できない」
	② 日常生活範囲における移動の支援が特に必要と認められる者 【※1】	－（該当基本調査結果なし）
イ 特殊寝台及び 特殊寝台付属品	次のいずれかに該当する者	
	① 日常的に起き上がりが困難な者	基本調査 1-4 起き上がり 「3. できない」
	② 日常的に寝返りが困難な者	基本調査 1-3 寝返り 「3. できない」
ウ 床ずれ防止用具 及び体位変換器	日常的に寝返りが困難な者	基本調査 1-3 寝返り 「3. できない」
エ 認知症老人徘徊 感知機器	次のいずれにも該当する者	
	① 意思の伝達、介護を行う者への反応、記憶又は理解に支障がある者	基本調査 3-1 意思の伝達 「1. 調査対象者が意思を他者に伝達できる」以外 又は 基本調査 3-2～3-7 記憶・理解 のいずれか 「2. できない」 又は 基本調査 3-8～4-15 問題行動 のいずれか 「1. ない」以外 その他、主治医意見書において、認知症の症状がある旨が記載されている場合も含む。
	② 移動において全介助を必要としない者	基本調査 2-2 移動 「4. 全介助」以外

オ 移動用リフト (つり具の部分を除く) 【※2】	次のいずれかに該当する者	
	① 日常的に立ち上がりが困難な者	基本調査 1-8 立ち上がり 「3. できない」
	② 移乗において一部介助又は全介助を必要とする者	基本調査 2-1 移乗 「3. 一部介助」又は「4. 全介助」
	③ 生活環境において段差の解消が必要と認められる者 【※1】	- (該当基本調査結果なし)
カ 自動排泄処理装置 (尿のみを自動的に吸引する機能のものを除く)	次のいずれにも該当する者	
	① 排便において全介助を必要とする者	基本調査 2-6 排便 「4. 全介助」
	② 移乗において全介助を必要とする者	基本調査 2-1 移乗 「4. 全介助」

【※1】

「ア 車いす及び車いす付属品の② 日常生活範囲における移動の支援が特に必要と認められる者」及び「オ 移動用リフト（つり具部分を除く）の③ 生活環境において段差の解消が必要と認められる者」については、該当する基本調査結果がないため、主治の医師から得た情報及び福祉用具専門相談員のほか軽度者の状態像について適切な助言が可能な者が参加するサービス担当者会議等を通じた適切なケアマネジメントにより指定居宅介護支援事業者が判断をしてください。

なお、松本市においては書面等にて事前確認をしています。

【※2】

オ 移動用リフト（つり具の部分を除く）に該当する「昇降座椅子」については、認定調査項目で判断する場合、「立ち上がり」ではなく「移乗」で判断してください。

参考 平成 19 年 3 月 30 日厚生労働省老健局振興課通知

『移動用リフトのうち「昇降座椅子」については、認定調査項目の「立ち上がり」による必要性の判断ができないと思うが、考え方如何。』

(答) 認定調査項目で判断する場合、「立ち上がり」ではなく「移乗」で判断することとなる。その理由は、「床からの昇降」を補助する「昇降座椅子」は「床から椅子の高さまでの動き」を評価する必要があり、「畳からポータルトイレへ」の「乗り移り」を評価する「移乗」の認定調査項目を用いる必要があるためである。したがって、昇降座椅子について「立ち上がり」で必要性を判断することは妥当ではない。